

介護保険の利用料について 2021年 4月

サービス	基本報酬・加算内容	1割負担	2割負担	3割負担
(基本報酬) 予 防	20分未満の場合(1回につき)	302円	604円	906円
	30分未満の場合(1回につき)	450円	900円	1350円
	30分以上1時間未満の場合(1回につき)	792円	1584円	2376円
	1時間以上1時間30分未満の場合(1回につき)	1087円	2174円	3261円
(基本報酬) 介 護	20分未満の場合(1回につき)	313円	626円	939円
	30分未満の場合(1回につき)	470円	940円	1410円
	30分以上1時間未満の場合(1回につき)	821円	1642円	2463円
	1時間以上1時間30分未満の場合(1回につき)	1125円	2250円	3375円
加 算	早朝・夜間又は深夜に行なわれる場合	*1、*2参照		
	<長時間訪問看護加算> 特別管理加算を算定しており、1時間30分を超えて 引き続き訪問看護を行った場合(1回につき)	300円	600円	900円
	<複数名訪問加算> 複数の看護師と訪問した場合(1回につき)	① 254円 ② 402円	① 508円 ② 804円	① 762円 ② 1206円
	①所要時間30分未満の場合②30分以上の場合 看護師と看護補助者が訪問した場合	③ 201円 ④ 317円	③ 402円 ④ 634円	③ 603円 ④ 951円
	③所要時間30分未満の場合④30分以上の場合			
	<緊急時訪問看護加算> *3参照(1月につき)	574円	1148円	1722円
	<特別管理加算> (1月につき) *4 参照	1) 500円 2) 250円	1) 1000円 2) 500円	1) 1500円 2) 750円
	初回加算 *5 参照 (1月につき)	300円	600円	900円
	<退院時共同指導加算> (1月につき) *6 参照	600円	1200円	1800円
	ターミナルケア加算 (1月につき)	2000円	4000円	6000円
	看護・介護職員連携強化加算 (1月につき) 訪問介護事業所と連携し、特定行為を支援します。	250円	500円	750円
	看護体制強化加算(Ⅱ) *7 参照	200円	400円	600円
	サービス提供体制強化加算1(1回につき)	6円	12円	18円
減 算	同一建物減算			
	①1ヵ月当たりの利用者が、同一建物に20人以上居住する場合 ②1ヵ月当たりの利用者が、同一建物に50人以上居住する場合	① 10%の減額 ② 15%の減額		

- *1 早朝6：00～8：00、夜間18：00～22：00は基本料金の25%増しになります
- *2 深夜22：00～6：00は基本料金の50%増しになります
- *3 電話等で常時対応でき、必要時に緊急時訪問看護を行う体制があります
- *4 1) 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある場合算定、2) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある場合算定
- *5 新規または2ヶ月訪問看護の提供がなく、再開した時に訪問看護計画を作成し、訪問したときに算定
- *6 入院中、退院にあたり病院等の職員等とともに、療養上の指導を行い、文書で内容を提供した場合に算定
- *7 厚労省の基準を満たした月に算定します。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携の場合)

サービス	基本報酬・加算内容	1割負担	2割負担	3割負担
連携する場合 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と	要介護1～4（1月につき）	2954円	5908円	8862円
	要介護1～4 日割りの場合（1日につき）※1参照	97円	194円	291円
	要介護5（1月につき）	3754円	7508円	11262円
	要介護5 日割りの場合（1日につき）※1参照	123円	246円	369円
加算	<緊急時訪問看護加算>（1月につき）※2参照	574円	1148円	1722円
	<特別管理加算>（1月につき） ※3参照	1) 500円 2) 250円	1) 1000円 2) 500円	1) 1500円 2) 750円
	初回加算 ※4参照（1月につき）	300円	600円	900円
	<退院時共同指導加算>（1月につき） ※5参照	600円	1200円	1800円
	ターミナルケア加算（1月につき）	2000円	4000円	6000円
	看護・介護職員連携加算（1月につき） 訪問介護事業所と連携し、特定行為を支援します。	250円	500円	750円
	サービス提供体制強化加算（1月につき）	50円	100円	150円
	減算	特別訪問看護指示書の減算（1日につき） ※6参照	▲97円	▲194円

※1 日割りをする場合

- ① 月の途中から訪問看護を利用した場合又は月の途中で訪問看護の利用を終了した場合
- ② 月の途中で短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用している場合
- ③ 月の途中で要介護5から他の要介護度に変更となった場合、及び他の要介護度から要介護5に変更になった場合
- ④ 月途中で、末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病の状態（下記参照）となった場合

「特掲診療料の施設基準 別表第7に掲げる疾病等の者」

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー病、パーキンソン病関連疾患、多系統萎縮症、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態の者

※2 電話等で常時対応でき、必要時に緊急時訪問看護を行う体制があります

※3 1) 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある場合算定、2) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある場合算定

※4 新規または2ヶ月訪問看護の提供がなく、再開した時に訪問看護計画を作成し、訪問したときに算定

※5 入院中、退院にあたり病院等の職員等とともに、療養上の指導を行い、文書で内容を提供した場合に算定

※6 特別訪問看護指示書は主治医が診療により、急性感染症等の急性増悪期、末期の悪性腫瘍等以外の終末期又は退院直後で「週4日以上頻回の訪問看護の必要がある」と認めた場合に交付されます。医療保険での請求となりますので、基本報酬の月額料金から減算されます。

・夜間又は早朝、深夜の加算、複数名訪問加算、長時間訪問看護加算及び同一建物減算は算定しません